

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (6-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 教育委員会 ● 総合文化会館・公民館 ○ 管理担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 口頭申告処理収入原簿と総合文化会館使用申込書 (以下、「使用申込書」) 及び総合文化会館使用許可証 (控) (以下、「許可証控」) を突合したところ、使用申込書の所在が確認できないものが3件あったが、総合文化会館条例施行規則第7条の規定により、「使用者はあらかじめ使用申込書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない」こと、また、使用申込書は使用料算定に係る唯一の根拠書類であり、使用申込書の不存在は教育委員会による許可内容の正当性・適正性にも疑問を生じさせる恐れがあるので、使用者からの使用申込書は確実に受理のうえ、その管理・保管の徹底を図られたい。</p> <p>(2) 旧外勤領収書の取扱いにおいて、首標金額の書き損じを二重線で訂正したまま領収書を発行しているものがあるが、領収書は歳入金受領の事実及び金額を証明する公文書であり、真正性および改ざん防止の観点から正確に作成することが求められるほか、金額欄は特に不正防止上重要な記載事項であることから、首標金額の訂正は不正処理を疑われかねず、公金取扱いの適正性・真正性確保の観点からも不適切であるので、今後は首標金額の訂正は行わず、書損処理のうえ新たに領収書を発行するよう是正されたい。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 総合文化会館整備工事 (給湯設備改修) において、工事受渡が令和7年3月7日に行われているが、契約保証金に係る保証書が、受渡日以前の同年3月3日に返却されており、契約書第56条の規定に反した事務処理が行われているので、契約内容に基づき事務処理されたい。</p> <p>(2) 総合文化会館整備工事 (Wifi 設備設置工事及びWifi 設備ケーブル設置工事) において、契約書第3条に規定する工事行程表の提出、及び第10条に規定する現場代理人等の通知が、契約人から行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。</p>	<p>使用申込書を受理しないまま、口頭での申込で許可手続きを行ったもの。</p> <p>首標金額においても訂正可能と誤認し、処理を行ったもの。</p> <p>契約に係る事務処理の確認不足により、誤って、契約保証金を返却したものの。</p> <p>契約内容の確認を失念し、提出されていないことに気づかなかったもの。</p>	<p>担当内でのチェック体制を強化・徹底し、今後、適正に事務処理いたしません。</p> <p>今後は首標金額の訂正について認識を改め、書損処理を含め適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、契約内容の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、契約内容の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第6号(6-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
<p>(3) 総合文化会館樹木・芝生等管理業務委託において、契約金額（税抜価格）1,180千円に対する印紙税額として400円の収入印紙を貼付すべきところ、200円の収入印紙が貼付されており、印紙税額が200円不足しているため、法令等確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p> <p>(4) 除雪機購入契約において、執行伺の段階で既に単価、金額及び業者名が契約書案に記載されており、不適切な事務処理となっているため、是正されたい。</p> <p>○ 事業担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 根室市みらいのアーティスト応援事業助成金の支出において、助成対象経費外である大会参加に要しない宿泊費が含まれた助成基準額を基に、助成額が決定されている事例があるので、申請内容を確認のうえ、適切な措置を講じられたい。</p> <p>2. その他の事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、令和6年8月分時間外・休日勤務手当算出連絡書の記載時間が、時間外・休日勤務命令簿の時間数より1時間短く作成されていたことから、時間外勤務手当の支給不足が生じているため、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p>	<p>印紙税法による印紙税額の誤認により、誤った事務処理を行ったもの。</p> <p>執行伺作成時の確認不足によるもの。</p> <p>大会に含まれない宿泊費を助成対象と誤認したもの。</p> <p>確認不足により、算定を誤ったもの。</p>	<p>今後、法令等の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後は、確認を徹底し適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、書類の精査確認を徹底し、適切に事務処理いたします。 なお、誤って支出した助成額については戻入処理しております。</p> <p>今後は出勤簿及び時間外勤務命令との突合確認を徹底いたします。 なお、不足額の支給については令和8年2月分給与と併せて当該時間外勤務手当を遡及して支給しております。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (6-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 社会教育課 ○ 社会教育担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 会計年度任用職員の報酬支出において、出勤簿には1時間の時間外勤務の記録があるが、報酬報酬州使役内訳票には当該時間外勤務に係る記載がなく、当該時間外勤務相当額の過少支給が生じているので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 根室市文化章発注に関する契約事務において、執行何書、執行通知(案)、契約書(案を含む)、納入通知書及び検収書に、物品に係る概要・仕様等を「別紙のとおり」としているが、別紙が添付されていないので、適正に事務処理されるよう是正されたい。</p> <p>3. その他の事務について 【指摘事項】 (1) 会計年度任用職員(放課後教室等指導員)に係る時間外・休日命令簿及び時間外・休日手当算出連絡書において、時間外勤務区分の誤り及び時間外勤務時間の把握誤りにより、過大・過少支給が生じているものがあるので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p>	<p>確認不足により、算定を誤ったもの。</p> <p>執行何作成時の確認不足によるもの。</p> <p>確認不足より、算定を誤ったもの。</p>	<p>今後は、出勤簿及び時間外命令との突合等確認を徹底し、適正に事務処理いたします。 なお、不足額の支給については令和8年3月分給与と併せて当該時間外勤務手当を遡及し支給いたします。</p> <p>今後は、課内で書類の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後は、出勤簿及び時間外命令との突合等確認を徹底し、適正に事務処理いたします。 なお、過大・過少支給状況を整理し、被支給者に説明の上、差額処理いたします。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第6号 (6-4)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>○ 文化財担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) フォネモトチャシ跡階段設置工事契約において、指名競争入札執行通知に、契約保証金の免除、前金払及び部分払を行わないことが記載されているが、契約書では第4条に契約保証金の納付、第34条に前金払の請求、第37条に部分払の請求についてそれぞれ明記されており、通知内容と契約内容に相違がある。契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。</p> <p>(2) 以下の委託契約において、契約書及び請書に基づく検査の結果が受注者に対し通知されていないので、契約書どおりに履行されたい。</p> <p>① ノツカマフチャシ跡周辺整備基本計画策定業務委託</p> <p>② ノツカマフチャシ跡周辺整備基本計画策定にかかる地形図作成業務委託</p> <p>③ 和田屯田兵被服庫実施設計委託</p> <p>(3) 北海道庁立根室実業学校跡史跡標住修繕に係る請書において、収入印紙が貼付されていないので、法令等確認のうえ適正に事務処理されたい。</p>	<p>指名競争入札執行通知の記載内容及び契約書の記載内容の双方の確認を怠ったため。</p> <p>契約書及び請書の規定の確認を怠ったため。</p> <p>印紙税法の規定に関する認識に誤りがあったため。</p>	<p>今後、課内での確認を徹底し、通知内容と契約内容を確認のうえ適正に事務処理をいたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書及び請書の内容を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、正しい処理について確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>なお、本件については、受注者に連絡し、対応しております。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第6号 (6-5)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 別当賀夢原館</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 別当賀夢原館の使用料に関する事務処理において、</p> <p>① 収納金払込延長承認書により承認を受けた期間までに収納金の払込が行われていないものがあるので、承認内容の範囲内で払込されたい。</p> <p>② 土曜日及び日曜日に受けた収納金が火曜日に指定金融機関へ払い込まれているが、当該日に受けた収納金の取扱いが払込延長承認内容に含まれていないので、会計規則第33条第1項の規定に基づき、即日の払込とされたい。</p>	<p>(1)</p> <p>① 収納金払込延長承認書の確認不足により、承認内容の範囲外での払込となったもの。</p> <p>② 収納金払込延長承認書の確認不足により、承認内容の範囲外での払込となったもの。</p>	<p>今後は、課全体で収納金払込延長承認書の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後は、課全体で収納金払込延長承認書の確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第6号 (6-6)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 歴史と自然の資料館</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 以下の工事契約において、指名競争入札執行通知に、契約保証金の免除、前金払及び部分払を行わないことが記載されているが、契約書では第4条に契約保証金の納付、第34条に前金払の請求、第37条に部分払の請求についてそれぞれ明記されており、通知内容と契約内容に相違がある。契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。</p> <p>① 和田倉庫屋根軒先修繕工事 ② 歴史と自然の資料館改修工事 (照明機器等改修工事)</p> <p>(2) 図書資料書棚の購入契約において、仕様書に定められた2回の納入期限どおりに納入されているが、各回の納入通知が提出されず、3月に全数を一括で納入したもとして通知されている。契約書第5条では物品を納入しようとするときは、その旨を通知するものとしているため、納入の都度通知する必要がある。契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。</p>	<p>指名競争入札執行通知の記載内容及び契約書の記載内容の双方の確認を怠ったため。</p> <p>契約内容の確認を怠ったため。</p>	<p>今後、館内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>今後、館内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p>